

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料及び平成 3 年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 3 年 3 月

申立期間①については、毎月、集金人に国民年金保険料を納付しており、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、付加保険料も納付していたにもかかわらず、定額の国民年金保険料のみしか納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60 歳になる平成 8 年* 月からは高齢者任意加入により国民年金保険料を納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、当該期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、当該期間の前後の期間は、国民年金保険料及び付加保険料が納付済みであることが確認でき、申立期間の 1 か月のみ定額保険料を納付して付加保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年11月22日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は申立期間当時、申立事業所において、借上げ船舶の機関長として勤めており、また、給料は月に約50万円ぐらいだったと思う。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、53万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）の後の6年11月21日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く4人についても、申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではなかったことが確認できるとともに、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録が、申立期間を含む平成2年4月26日から5年11月21日までの間、確認できる上、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与していた事実は認められない。

さらに、申立人が保管する預金通帳では、申立期間当時の給与手取月額が概ね40万円を超えていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記

録にある遡及訂正処理後の標準報酬月額 20 万円に比べて著しく高額となっていることを踏まえると、申立期間については、申立人の主張どおりの給与実態があったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

申立期間については、私の家に民生委員が集金に来ていた時期であり、毎月、現金と国民年金保険料の納付書を私の母親に渡し、納付するように依頼していた。

また、昭和 61 年 4 月からは、勤務先を通じて国民年金保険料を納付している。私の母親が、自宅で民生委員を通じて国民年金保険料を納付していた期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 7 日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付をしていたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 570

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に、婦人会の会計係をしていた人に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月、自宅で集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 2 月 13 日以降に払い出され、申立人の所持する国民年金手帳は、同年 2 月 14 日に発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、過年度保険料となるため、毎月、集金人に納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間である昭和 42 年度及び 43 年度の欄は検認印が押されておらず、一方、44 年度欄には、検認印が押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間以降の 44 年度から国民年金保険料を納付し始めたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 2 月 16 日まで
② 昭和 35 年 2 月 16 日から 39 年 7 月 20 日まで

私は、脱退手当金を受給したとされる事業所に勤務していた昭和 38 年 11 月に結婚したが、結婚生活がうまくいかなかったため、夫から逃れるために親戚の家に行ったまま、会社に行くこともなく退職した。

当時、どのように退職したのかも記憶に無いような状況であり、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」の記載が確認できる上、脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 8 月 21 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 3 か月後に申立期間①に係る事業所に再就職し、厚生年金保険に再加入しているが、再加入後の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①と同じ事業所であるにもかかわらず、申立期間①及び②に係る記号番号とは別番号であることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していたために、新たな記号番号が払い出されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から29年10月1日まで
社会保険事務所に年金の裁定請求を行ったところ、申立期間の厚生年金保険については、脱退手当金を受給していると言われた。
私は、これまで脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の給付記録欄に、脱退手当金を支給した旨の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和29年11月15日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和29年11月当時は、通算年金制度創設前であり、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、50年4月1日に厚生年金保険に加入するまでの約20年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年8月1日まで

社会保険事務所では、私が昭和28年9月1日から30年12月1日まで勤務していたA社に係る厚生年金保険の加入記録は無いとしていたが、このうちの29年8月1日から30年12月1日までの厚生年金保険の加入期間については、今回の申立てを契機として、私が34年1月から加入したB組合におけるC共済組合の組合員期間に組み入れられていることが分かった。

しかし、私は、高校を卒業した昭和28年3月から半年後に、申立事業所で勤務することになったのは間違いなく、勤務した当初から厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する記番号払出原簿等では、申立人に対して、昭和29年8月1日付けのA社に係る厚生年金保険の年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間中、申立人の氏名は無い。

さらに、C共済組合が保管する当該組合の組合員となった者の厚生年金保険被保険者資格記録カード等では、申立人の厚生年金保険の加入記録が、A社について申立期間直後の昭和29年8月1日から30年12月1日までの期間、及びB組合について同日から34年1月2日までの期間のみしか確認できない上、同組合が保管する共済組合員期間証明書等では、申立人について昭和44年12

月にC共済組合から退職一時金が支給決定されているところ、A社に係る当該退職一時金の計算対象期間は、29年8月から30年11月までの期間が算入されているのみであり、申立期間は厚生年金保険の加入期間に含まれていないことが確認できる。

加えて、申立事業所は平成6年3月1日付けで適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、元事業主等の所在も不明であることから、申立期間中の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である上、申立期間当時に勤務していた者の供述では、申立人の主張を裏付ける情報を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月まで
④ 昭和 53 年 11 月から 55 年 11 月まで

私は、申立期間①においてはA事業所に、また、申立期間②、③及び④においては、それぞれ、B事業所C支店、D事業所及びE事業所に勤めていたにもかかわらず、社会保険庁ではこれらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、各事業所で正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の供述から、申立人がA事業所（現在は、F事業所）に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所が適用事業所となったのは、当該期間後の昭和 51 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、F事業所では、申立期間①当時の関係資料を保存していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が当初、申立事業所として主張していたB事業所C支店、及び申立人が主張する事業所の所在場所と一致し、かつ、事業所名が類似するG事業所C営業所が、当該期間を含め、現在までの間、適用事業

所となっていることが確認できない。

また、G事業所本社では、同社C営業所を始め、全国の各営業所に勤務していた者については本社で一括して被保険者資格を取得させていたとしているところ、同社が保管する資料「厚生年金資格得喪の一連台帳」で確認した結果、申立人の氏名は無く、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうか確認できないとしている。

申立期間③については、元同僚の供述から、申立人がD事業所に勤務していたことが推認できるものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間③において、申立人の氏名は無い。

また、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元同僚は「申立人の厚生年金保険への加入状況については記憶していないが、同事業所では、社会保険に加入する者は雇用保険にも必ず加入させていたことから、申立人が雇用保険に加入していないため、社会保険にも加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間③の途中から、D事業所関連のH事業所に異動したと供述しているが、当該事業所は適用事業所となっていることが確認できない。

申立期間④については、E事業所は適用事業所として確認できない。

また、雇用保険の加入記録では、申立期間④中となる昭和53年11月1日から54年11月30日までの間、E事業所の事業主が代表者であったK事業所に係る加入記録が確認できるため、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、申立人の夫が加入していた共済組合の証明書類では、申立人が、申立期間①から④をすべて含む昭和37年5月7日から63年4月1日までの期間、夫の被扶養者となっていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録等では、申立期間①から④をすべて含む45年2月から57年5月までの期間、申立人が国民年金へ任意加入した上で、同保険料を完納していることが確認できることから見て、申立人が申立期間①から④において、厚生年金保険へ加入していたと主張していることは不自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。